

## 認可外保育施設等を利用している方へ

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします！



Q. 無償化の対象となるためには？

A. 福岡市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。

認可保育所や認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設等を利用していない方が対象となります。



「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、福岡市のホームページ等でご確認ください。

10月1日から無償化の対象となるためには、9月までに申請する必要があります。

3～5歳児クラスまでの子どもたちは、月額 **3.7万円**まで、

0～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 **4.2万円**まで

の**利用料が無償化**の対象となります。

（福岡市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、申請することが必要です。）

都道府県等に届出をした認可外保育施設（※）に加え、

（※ 一般的な認可外保育施設や、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）

一時預かり事業

病児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。

（ファミリー・サポート・センター事業は、送迎のみの活動は対象外です。）

無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間が設けられています。

